

「産業構造審議会 割賦販売分科会 基本問題小委員会 中間整理」に対する意見

2007年7月23日

全国消費者団体連絡会

消費者にとって大変便利なしくみであるはずのクレジット取引が、悪質な訪問販売等の業者に悪用されています。高齢者、若者、障害者などに高額商品を購入させる際にクレジット契約を結ばせ、深刻な被害にあうケースが後を絶ちません。一義的には販売事業者の問題ですが、そのしくみの構造的な問題も大きく、消費者が安全に、安心してクレジット契約できるようにすることが必要です。

2006年6月の貴委員会「クレジット取引に関わる課題と論点整理について」で示された多くの論点について精力的に論議され、今般、中間整理として一定の方向性を示されたことに敬意を表します。消費者の権利が守られるよう議論をさらに深めて、特定商取引法とあわせて法改正されることを求め、中間整理の論点項目に沿って意見を述べます。

1. 悪質商法を助長する不適正与信の排除について

- ・ クレジット事業者、加盟店契約を結んだ販売業者との共同責任を法的に定めるべきです。
- ・ それを怠ったために消費者に被害をもたらした場合には、クレジット事業者は既に支払われた代金を消費者に返還するよう、改正することが必要です。
- ・ 特に消費者被害が集中している個品方式のクレジットを利用する販売業者の登録制、クレジット契約の書面交付義務、および売買契約等とクレジット契約ともにクーリング・オフを定めることが必要です。

〔理由〕

国民生活センターによれば、クレジット取引に関わる消費者被害相談の8割が、個品割賦方式によるクレジット契約についてです。クレジット事業者が、悪質な販売業者を加盟店として契約していることが、これらの消費者被害を生んでいる一因でもあります。

クレジット事業者が消費者に安全なシステムを提供することは当然のことであり、また、そのことこそがクレジット産業の健全な発展をもたらすと確信します。そのためにも加盟契約時点での販売業者の調査や、その後も継続的に加盟店を管理することは、システム提供者としての義務と考えます。

さらにその責任を全うするためには、消費者の被った被害を救済することが求められます。消費者が悪質事業者の詐欺的行為によりクレジット購入契約させられたときは、契約の取り消しはもちろん、すでに支払った代金を返還することが、真の被害救済となります。

また、そもそもこれらの悪質事業者を入り口で排除するためには、個品割賦販売事業者を登録制とすることが必要です。さらには、クレジット契約はクレジット事業者と消費者との契約であることを明確にするためにも、クレジット事業者に契約書面交付義務を課すこと、クレジット契約そのもののクーリング・オフ制度を導入することが妥当であると考えます。

2. 過剰与信の防止について

クレジット事業者が消費者に対して行う与信の基準を明確にし、適正な与信を行うことを義務化すべきです。

〔理由〕

年金のみで生活する高齢者に高額な商品の購入をさせる、一人暮らしの若者や高齢者に必要のない布団を次々と購入させる、などの悪質な個品割賦販売事業者による被害が拡大しています。これらの中には、クレジット事業者が、契約者の支払い能力や購入の必要性等の厳正な審査を行っていれば、過剰な与信とならず、未然に防止できたと思われる被害が多数あります。

これまでのような訓示規定だけではクレジット事業者が過剰な与信を行うことを止めることはできません。与信基準を明確化し、適正与信を義務づけるべきです。その意味からも、信用情報機関を利用した支払い能力調査・登録の義務づけに賛成します。

3. クレジットカード情報保護のあり方について

クレジットカード情報の保護規定が必要です。

〔理由〕

金融・信用は特に個人情報の保護が求められる分野です。インターネット取引の拡大により、クレジットカード情報の漏洩、目的外利用等に関する消費者の不安は増えています。そのためにも、クレジットカード情報保護のための明確な規定を設けることに賛成します。

4. 法律の適用範囲の拡大について

- ・ ボーナス一括払いや二回払いも規制の対象とすべきです。
- ・ 指定商品制は廃止し、自社割賦以外の全ての商品・サービスを対象とする法規制にすべきです。

〔理由〕

現在、ボーナス一括払いや二回払いは規制対象外ですが、悪質な業者が、ボーナス収入のないパート社員に、ボーナス一括払いを勧めるなど、法の隙間を狙った行為も散見されます。支払い回数に関係なく、法が適用される必要があります。

また、現在さまざまな商品・サービスが、クレジット契約により購入されていますが、クーリング・オフなど購入者を保護する規定が、指定された商品等についてのみ適用されるのでは、被害の未然防止とはなりません。全ての商品・サービスを対象とするよう求めます。

以上